

前回の専門委員会での 各委員からの主なご意見

2020年11月9日

第11回専門委員会（2020/8/28）での各委員からの主なご意見

【総論】

- この問題は、まずは発生を防止することが重要である。次に、発生したときにどう対応するか、そしていかに再発を防止するかという、三本立てで対応すべきではないか。今回発生した事案も初犯であり、「たたき台」の案では、発生の防止まではできない。研修、マッチングサイトの登録時の面談など様々な方法を検討して、わいせつ事案全体の数を減らすべき。
- 業界団体からとり得る対策をお示しいただくなどして、それを踏まえて、何ができるか次回以降検討していくと議論が深まるのではないか。

【ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応（たたき台）について】

（事業停止命令・閉鎖命令の発令等）

- 行政処分が事業に対するものなのか個人に対するものなのかにより議論が変わってくる。事業に対するものであれば、処分後も再度届出、あるいは別の自治体に届け出るということを、法律的には止めることができないことになると思われるが、利用者の感覚からすると問題ではないか。
- 実刑判決が確定したケース以外の場合は事実確認自体ができないので、行政処分というのは事実上困難な場合が多いのではないか。できたとしても行政間での情報共有だが、事実が曖昧なものについて情報共有することについても問題があるのではないか。
- 起訴されたが否認している場合、冤罪の可能性があるので、推定無罪という原則も踏まえ、対応方針を決める必要があるのではないか。

（保育士登録の取消）

- 明らかな犯罪行為を報告するようにするのか、逮捕された、あるいはその子どもにとって不適切な行為があった、あるいは疑いの時点で報告をするのか、その範囲の整理が必要ではないか。
- マッチングサイト事業者から報告を求める場合、どういった根拠で届出を求めるのか。マッチングサイト事業者に対する指導監督の権限はないが、法令上の権限を持って報告を求めるのか、通知文のような形で協力を求めるか、制度設計として検討すべきではないか。

（行政処分等に関するデータベースによる行政間の情報共有・一般への公開）

- 行政処分後に事業を再開することを認めるのであれば、行政処分が下された事実を利用者が把握できるようにすべき。また、掲載期間はかなり長くするべきではないか。
- 行政処分が行われた個人を特定できる形で検索できるようにしないと、利用者がデータベースで安全を確認できないのではないか。
- データベースに掲載する犯罪行為等の範囲について、預かり以外の場面での犯罪を含むか含まないか、過去の犯罪をどうするかなどの論点があり、慎重を要するのではないか。
- 行政処分を受けたシッターの記録を利用者が見られるという立て付けにしていると、犯歴が一般公開されることになるので影響が大きい。行政処分の歴がないという証明の公開の方が有効ではないか。
- 現在、施設への行政処分はプレス発表して公開している。あとは、それをデータベース化するに際しての一定のルール化は必要。
- 行政間の共有は当然だが、事業者やマッチングサイトにも共有されるべきではないか。

第11回専門委員会（2020/8/28）での各委員からの主なご意見

【続き】

- 現行制度では、個人のシッターは届出しているが事業者に所属するシッターは事業者単位でしか届出していない。事業者所属から個人のシッターになって働く場合又はその逆の場合も情報を追えるのかという懸念がある。データベースについても、事業者単位で登録するのであれば、現行制度下であれば、事業者に登録している数が何人で、その中の有資格者が何人という人数だけの表記になると思われる。
- 例えば保育士登録と同様に、ベビーシッターについても登録制を設けて、ベビーシッター独自のリストを作ることによって、より確認しやすくなるのではないかと。まずは個人での何かしらの登録制というのをして、それを見て事業者は安心して採用できる、個人で活動する方は、個人事業主として登録するという方向が分かりやすいのではないかと。
- 現在、ベビーシッター事業者も採用の際面接をしており、こうした対応をしっかりとすべき。誓約書などの提出を義務づける事業者もある。
- イギリスのDBS制度と同様の制度を設けることが、解決の近道だと考えている。仮にそこまで至らなくても、今回の検討にDBSの在り方を参考にすべき。
- 一足飛びにDBS制度と同様のことはできないと思われるが、他者ではなく本人が自分の無犯罪の証明を取得してそれを見せる部分は参考になる。個人情報保護や人権の問題をもう少しクリアできるのではないかと。

【マッチングサイトへの対応】

- マッチングサイトへの対応をしっかりとすべき。マッチングサイトがベビーシッターに対してどのようにアプローチしていくのか、研修をどうスキルを上げていくのかという、入口の議論をしっかりとしないといけないのではないかと。
- マッチングサイトの登録時の手続について、何らかの基準等を設けるべきではないかと。
- ベビーシッターの仕事に従事することについてのハードルをしっかりと設けて、ベビーシッターになる方がそれを理解した上で始めるということが必要ではないかと。
- 苦情や何か気になったことを伝えられる場やシステムのようなものがないと、向上しないのではないかと。気になることを簡易にかつ事業者には知られないようにといった利用者の希望を踏まえた形で伝えられることができる仕組みが、発生を防止するためには重要ではないかと。
- （内閣府事業に対し）ベビーシッター事業者に6か月以内の一時停止をするという件で、解除については、例えば第三者委員会等を設置するなどして、一定の基準をしっかりとクリアした者に対して解除するというところの基準を設けたほうがいいのではないかと。また、同様の形をマッチング事業者に対しても設けるべきではないかと。